

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、まんのう町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（区画整理事業）塩田地区）を行うことについて令和3年5月25日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和3年6月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和3年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造